1　河川の名称　利根川水系渡良瀬川、思川、巴波川
2　河川管理施設の名称又は種類　河川管理用光ファイバケーブルの芯線及びそれに附属するクロージャの部分
3　河川管理施設の位置　栃木県野木町野渡地先から栃木県栃木市藤岡町西前原地先まで
4　管理を行う者の氏名及び住所
　氏名　ケーブルテレビ株式会社　代表取締役　髙田　光浩
　住所　栃木県栃木市樋ノ口町43番地５
5　管理の内容　河川管理用光ファイバ等兼用工作物管理協定及び河川管理用光ファイバ等兼用工作物保安細則に記載
6　管理の期間　平成30年２月19日から平成39年３月31日まで

**登録実施機関の登録事項の変更について**

タクシー業務適正化特別措置法（昭和45年法律第75号）第22条の規定による届出があったので、同法第32条の規定に基づき、公示する。

平成30年４月19日

関東運輸局長　河田　守弘

記

（単位地域の名称）
　山梨県
（登録実施機関の名称）
　一般社団法人山梨県タクシー協会
（登録実施機関の住所）
　山梨県笛吹市石和町唐柏1000番地７
（変更前の登録実施機関の代表者名）
　大木　　政
（変更後の登録実施機関の代表者名）
　雨宮　正英
（登録事務等を行う事務所の名称）
　山梨県タクシー運転者登録センター
（登録事務等を行う事務所の所在地）
　山梨県笛吹市石和町唐柏1000番地７
（登録番号）
　山梨県－１号
（変更年月日）
　平成30年３月23日

## 法　　務

**公証人任免**

本間透は公証人に任命され、千葉地方法務局所属公証人吉嶺千恭の代理を命ぜられた。（四月二日）（法務省）

## 産　　業

**日本工業規格**

日本工業標準調査会の調査審議を経て、平成30年４月19日に下記の日本工業規格を改正したので、工業標準化法（昭和24年法律第185号）第16条の規定に基づき公示する。

平成30年４月19日

国土交通大臣　石井　啓一

記

改正された日本工業規格

| | |
|---|---|
| 鉄道用分岐器のポイント－形状及び寸法 | E1305 |
| 無線式列車制御システム－第１部：一般要求事項及び機能要求事項 | E3801－1 |
| 無線式列車制御システム－第２部：システム要求事項 | E3801－2 |
| 鉄道車両－放熱器 | E5301 |
| 鉄道車両－旅客車用構体－設計通則 | E7106 |

（内容省略）

備考　内容は、日本工業標準調査会ホームページ（http://www.jisc.go.jp）において閲覧に供する。また、国土交通省鉄道局技術企画課、各地方運輸局鉄道部及び沖縄総合事務局運輸部においても閲覧に供する。

日本工業標準調査会の調査審議を経て、平成30年４月19日に下記の日本工業規格を廃止したので、工業標準化法（昭和24年法律第185号）第16条の規定に基づき公示する。

平成30年４月19日

国土交通大臣　石井　啓一

記

廃止された日本工業規格

| | |
|---|---|
| 通勤用電車の性能通則 | E6002 |

（内容省略）

備考　内容は、日本工業標準調査会ホームページ（http://www.jisc.go.jp）において閲覧に供する。また、国土交通省鉄道局技術企画課、各地方運輸局鉄道部及び沖縄総合事務局運輸部においても閲覧に供する。

## 資　　料

**機械受注統計調査報告（平成30年２月）（実績）**

内閣府経済社会総合研究所

（調査の概要）

本調査は、機械等製造業者の受注した設備用機械類について、毎月の受注実績を調査したものであり、調査対象は主要機械等製造業者、調査時点は毎月末日である。

1987（昭和62）年４月実績より、調査対象社数を202社（うち機械製造業者178社）から308社（同280社）に増加させるとともに、調査内容を拡充した280社ベースの調査に移行した。

2011（平成23）年４月調査より、日本標準産業分類の改定（2007（平成19）年11月）に準拠して、需要者（業種）分類を変更した。表章については、2016（平成28）年１月調査より、従来の移行期表章分類から変更後の調査票分類へと移行した。

主要需要者別機械受注額

（単位：億円、％）

| 需要者 | 期・月 | （平成29年）1～3月 | 4～6月 | 7～9月 | 10～12月 | （平成29年）11　月 | 12　月 | （平成30年）1　月 | 2　月 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 受注総額 | | 66,875 | 67,991 | 72,307 | 75,185 | 27,338 | 23,681 | 24,745 | 24,188 |
| | | （－7.9） | （1.7） | （6.3） | （4.0） | （13.1） | （－13.4） | （4.5） | （－2.3） |
| | | 〔－4.7〕 | 〔4.6〕 | 〔13.0〕 | 〔3.6〕 | 〔6.4〕 | 〔－5.6〕 | 〔10.7〕 | 〔9.4〕 |
| 民需 | | 29,069 | 28,875 | 30,525 | 31,466 | 10,859 | 10,206 | 9,856 | 11,321 |
| | | （－12.4） | （－0.7） | （5.7） | （3.1） | （4.4） | （－6.0） | （－3.4） | （14.9） |
| | | 〔－12.1〕 | 〔－2.7〕 | 〔1.6〕 | 〔－4.1〕 | 〔3.8〕 | 〔－15.9〕 | 〔5.3〕 | 〔7.5〕 |
| 〃（船舶・電力を除く） | | 25,461 | 24,598 | 25,289 | 25,366 | 8,886 | 8,060 | 8,723 | 8,910 |
| | | （－1.2） | （－3.4） | （2.8） | （0.3） | （5.5） | （－9.3） | （8.2） | （2.1） |
| | | 〔－1.0〕 | 〔－1.0〕 | 〔－2.5〕 | 〔0.0〕 | 〔4.1〕 | 〔－5.0〕 | 〔2.9〕 | 〔2.4〕 |
| 製造業 | | 10,525 | 10,797 | 11,467 | 11,873 | 4,074 | 3,726 | 4,094 | 4,423 |
| | | （－1.3） | （2.6） | （6.2） | （3.5） | （0.0） | （－8.5） | （9.9） | （8.0） |
| | | 〔－6.8〕 | 〔3.5〕 | 〔9.2〕 | 〔13.3〕 | 〔14.2〕 | 〔3.0〕 | 〔16.8〕 | 〔21.4〕 |
| 非製造業（船舶・電力を除く） | | 15,111 | 13,892 | 13,897 | 13,602 | 4,707 | 4,457 | 4,654 | 4,657 |
| | | （－0.5） | （－8.1） | （0.0） | （－2.1） | （6.0） | （－5.3） | （4.4） | （0.0） |
| | | 〔3.1〕 | 〔－4.5〕 | 〔－10.1〕 | 〔－9.7〕 | 〔－3.9〕 | 〔－10.9〕 | 〔－7.0〕 | 〔－10.4〕 |
| 官公需 | | 8,080 | 7,133 | 7,959 | 7,562 | 2,508 | 2,554 | 2,076 | 2,566 |
| | | （－7.0） | （－11.7） | （11.6） | （－5.0） | （0.3） | （1.8） | （－18.7） | （23.6） |
| | | 〔－11.4〕 | 〔1.9〕 | 〔1.0〕 | 〔－12.7〕 | 〔－17.2〕 | 〔－12.6〕 | 〔－32.5〕 | 〔6.7〕 |
| 外需 | | 26,217 | 28,301 | 30,806 | 30,985 | 10,701 | 9,829 | 10,971 | 10,113 |
| | | （－1.0） | （7.9） | （8.8） | （0.6） | （2.3） | （－8.2） | （11.6） | （－7.8） |
| | | 〔8.0〕 | 〔12.4〕 | 〔32.6〕 | 〔17.7〕 | 〔15.3〕 | 〔10.5〕 | 〔27.2〕 | 〔14.8〕 |
| 代理店 | | 3,588 | 3,795 | 3,695 | 3,644 | 1,239 | 1,193 | 1,156 | 1,194 |
| | | （1.4） | （5.8） | （－2.6） | （－1.4） | （2.3） | （－3.7） | （－3.1） | （3.3） |
| | | 〔2.9〕 | 〔13.9〕 | 〔4.7〕 | 〔2.8〕 | 〔5.0〕 | 〔－3.8〕 | 〔7.8〕 | 〔－5.1〕 |

（備考）１．季節調整系列は個別に季節調整を行っているため、需要者別内訳の合計は全体の季節調整値とは一致しない。
２．四半期は合計額、（　）内は対前期（月）増減率、〔　〕内は原系列による対前年同期（月）増減率。